第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 モニタリングの高度化に向けた取組み

I モニタリングを巡る最近の動き

新しい検査・監督を実現するために「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)で基本的な考え方と進め方を整理し、2019年12月に検査マニュアルを廃止した。

検査マニュアル廃止後の検査・監督は、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)等を順次公表しており、これまで、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、IT ガバナンス、融資、気候変動対応の5つに加えて、2023 年 4 月にはオペレーショナル・レジリエンスのディスカッション・ペーパーを公表した。

今後も、モニタリングの高度化に向け、対話手法等の定着を図る。

金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行った。

Ⅱ 日本銀行との連携

日本銀行との連携については、2021年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組みを進めた。2022年6月には、その進捗について取りまとめた「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組みの進捗」を公表した。

また、こうした取組みの実効性を継続的に確保するため、金融機関との意見交換会を開催し、これまでの連携強化の取組みの評価とともに、更なる負担軽減の要望などを聴取した。

金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組みを更に深化させていく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング(立入検査)とオフサイト・モニタリング(ヒアリングや資料の徴求等)を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2022 事務年度は、金融庁全体の方針として、「2022 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

Ⅱ 金融行政方針に基づく 2022 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載したとおり、「2022事務年度金融行政方針~直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ~」においては、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

- ① 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ
- ② 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する
- ③ 金融行政をさらに進化させる

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

1. 預金取扱金融機関

- (1) 大手銀行グループ
 - 大手銀行グループにおける経営上重要な課題について、通年・専担検査の枠組み等を通じ、対話を行った。その際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った(水平レビューの実施)。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2022 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、SBI新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループである(詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載)。

(2) 地域金融機関

○ 地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、経営トップ等と対話を行い、それぞれの取組みを促した。また、国内外の金融経済情勢の動向等を注視するとともに、それらが地域銀行に及ぼす影響を踏まえ、信用リスクや市場リスクの管理状況等について、各種データを活用しつつ、モニタリングを実施した。特に、昨年来の金利上昇や、米国銀行破綻等を受け、国内外の金融経済情勢の動向が個々の銀行や金融システムに与える影響等について、強い警戒心を持ってモニタリングを行った(詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載)。

2. 保険会社

〇 少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を踏まえ、ビジネスモデル対話及び自然災害への対応等のモニタリングを実施した(詳細は第11章第3節「保険会社に対する金融モニタリング」に記載)。

3. 金融商品取引業者等

○ 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための業務運営態勢の構築、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等により、金融取引がより複雑化する中、金融機関の直面するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)に係るリスクも変化している。

2021年8月、金融活動作業部会(FATF)は、第四次対日相互審査報告書を公表した。報告書では、日本のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策(以下、「マネロン対策等」という。)の成果は上がっているとの評価を得たものの、同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関に対する監督や、マネロン等に係る捜査・訴追等において優先的に取り組むべきとされ、「重点フォローアップ国」との評価となった。

当該報告書の公表を契機として、政府は以後3年間のマネロン対策等に関して実行する政策と期限を定めた「政府行動計画」を策定・公表した。同計画も踏まえ、官民が連携して、我が国のマネロン対策等の強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

2022 年 12 月、関係する省庁の法律改正案をまとめた「FATF勧告対応法」が 成立するなど、官民双方でマネロン対策等の高度化が進められている(上記改正案 のうち、金融庁が関係する法律改正の詳細は、第2部第4章第2節参照)。

金融庁では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」を策定・公表し、各金融機関に対し、ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備することを要請している。

さらに、リスクベースでの検査・監督の強化の一環として、リスクが高い業態から優先的に、マネロン等リスク管理態勢に焦点を当てた検査を集中的に実施している。検査の結果、金融機関においては、2024年3月末を目標に態勢整備が順次進められ、全体的な態勢の水準は高度化していると認められるものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組みに遅れが見られる金融機関も存在している。

また、金融庁は、金融業界全体のマネロン対策等の高度化・実効性の向上を適切かつ迅速に推進することを目的とし、複数の金融機関で利用可能なAI等の技術を活用したシステム開発・実装に係る経費の一部に補助金を交付することとし、2023年3月、外部有識者による審査結果を踏まえて選定した補助事業者2社を公表した。加えて、2022年6月に成立した、為替取引分析業の創設を含む「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行(2023年6月)に向けて、関係事業者へのヒアリング等を通じて業務の実態把握等を進めると同時に、為替取引分析業者に対する監督上の着眼点や課題も整理し、関連する政府令・監督指針を改正するなど監督体制の整備を行った。

このほか、金融機関がマネロン対策等を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁は、業界団体と連携して、金融機関にお

けるマネロン対策等の必要性等に関する情報発信や広報活動を実施している。特に、 継続的顧客管理について更なる理解・浸透を図るため、全国銀行協会が作成した動 画CMの金融庁ウェブサイトへの掲載や、政府広報オンラインウェブサイトでの継 続的顧客管理に係る特集ページの掲載、インターネット広告の配信、FMラジオに おけるCMの配信等の政府広報を実施した。

上記のモニタリング結果や取組みの詳細は、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題(2023年6月)」(2023年6月30日公表)を参照。

I I Tガバナンスに関する対話

2019年6月に「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」(ディスカッションペーパー初版)を策定・公表して以降、金融機関との対話を重ねている。2022事務年度は、IT・デジタル技術を活用した金融機関のDX(デジタルトランスフォーメーション)に関して相応の進展が見られたことなどを踏まえ、DXの考え方・着眼点を盛り込んだディスカッションペーパーの第2版を公表した(2023年6月)。

Ⅱ システムリスク管理態勢の強化

金融機関のシステム障害(サイバーインシデントによるものを含む)については、 顧客及び業務への影響などに応じ、リスクベースで金融機関による障害の原因究明 や改善策のモニタリングを行った。

また、金融機関のシステムリスク管理の改善を促すため、一年間のシステム障害の分析結果(傾向及び必要な対策など)をまとめ、金融情報システムセンターに共有するとともに、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した(2023年6月)。

さらに、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対しては、 システムの安定稼働を確保するため、リスクに応じ、検査を含めて深度ある検証を 実施した。このほか、金融機関におけるクラウドの普及を踏まえ、利用実態の把握 を進めたほか、クラウドサービスで障害が発生した場合の復旧と対応上の課題に関 して、金融機関及びクラウド事業者等との対話を行った。

Ⅲ 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

サイバー攻撃の脅威は増加の一途を辿っており、サイバーリスクは、金融機関の トップリスクの一つであり続けている。こうした状況の下、金融セクターのサイバ ーセキュリティを強化するため、以下の取組みを行った。

1. 検査・モニタリング

3メガバンクに対しては、脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例等を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証した。その結果、3メガバンクは、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいるものの、例えば、経営レベルでのサイバーセキュリティの推進、TLPTの実効性及びサードパーティリスク管理等に一層の強化の余地が認められたため、改善を促した。

その他主要行及び地域金融機関に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認した。

その結果、例えば、経営レベルでのサイバーセキュリティの推進、リスク管理、 サイバーハイジーンの徹底及びサードパーティリスク管理等において一層の強化 の余地が認められたため、改善を促した。

2. 自己評価の実施

日本銀行及びFISCと共働して、サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を 評価する点検票を整備し、地域金融機関に対して同点検票に基づく自己評価の実 施を求め、その結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべ き領域に関する情報を還元した。加えて、点検票を改善した上で、金融庁又は日 本銀行より、2023 年 6 月、地域金融機関、保険会社及び証券会社に対し、同点検 票に基づく自己評価の実施を依頼した。

3. サイバーセキュリティ演習の実施

「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VII)」を 2022 年 10 月に主催した。過去最大規模の 160 の金融機関が参加した。金融機関に対する攻撃のみならず、その外部委託先やサプライチェーン等への攻撃を想定するなどにより、最新の脅威動向を踏まえ、従前より高度なシナリオを採用した。

演習の結果、インシデント情報の収集、サイバー攻撃内容の調査に課題が認められた金融機関が散見された。個別金融機関に認められた課題を還元するだけではなく、業界全体に共通して認められた課題や良好事例については業界団体を通じて非参加金融機関にも還元し、金融業界全体のインシデント対応能力の向上を図った。

4. 国際的な連携

国際的な連携強化への対応として、G7サイバーエキスパートグループ(CEG)において、ランサムウェア対策及びサードパーティサイバーリスク管理に関する基礎的要素の策定に参画した(左記基礎的要素は 2022 年 10 月に公表)ほか、当該基礎的要素の理解浸透及び国際的な意見交換等を通じたサイバーセキュリティの強化を目的として、G7サイバーセキュリティセミナーを開催した(2023 年 5月)。

5. 不正送金対策

フィッシングによるものと推察される不正送金の被害の急増を踏まえ、警察庁と連携し、当庁から金融機関に対して、フィッシング対策の強化に関する要請を行う(2022 年9月)とともに、インターネットバンキング利用者に向けて注意喚起を行った(2022 年9月、2023 年4月)。

第5節 業態横断的な金融モニタリング

1. 今春の欧米における銀行セクターの混乱への対応

2023 年3月以降、米国では複数の銀行が破綻するなど、欧米における銀行セクターに大きな混乱が生じた。シリコンバレーバンクが3月8日に資産売却を発表したことを直接的な契機として、同行や同行と預金構造に類似の特徴を持つ銀行の一部を中心に急速な預金流出や株価の下落が見られ、一部の銀行はその後破綻に至った。また、金融市場においてもリスク回避的な動きが世界的に広がり、一部邦銀においても、一時的にCD・CP等の外貨調達が困難となった。ただし、我が国金融機関は、一般に小口の個人預金が多いなど、米国の破綻した銀行と状況は異なっていると考えられるほか、総じて充実した流動性や資本を有しており、より大きな信用不安につながることはなかった。もっとも、金融分野を取り巻く環境の変化は破綻銀行だけの問題ではなく、我が国も含め各国が直面する共通の課題であり、国内外で改めて金融監督の強化に関する議論も行われている。金融庁としては、この間、日本銀行や海外当局とよく連携し、国内外の金融経済情勢や金融システムに与える影響等を注視し、強い警戒心を持って金融機関の流動性やポートフォリオの状況、さらにリスク管理態勢について入念にモニタリングした。

2. 市場リスク上の課題

2021 事務年度に、金融市場の変調時における個別金融機関の健全性確保及び金融システム全体の安定性確保に向けた知見を集約する観点から、総合政策局において、大手銀行グループのほか大手生命保険会社及び一部の地域銀行も対象に、有価証券運用に係るリスク管理についての業態横断的なモニタリングを行う体制を整備した。2022 事務年度においても、それぞれの金融機関との間で、その規模やリスクテイクの状況に応じた対話を実施した。

大手銀行グループ及び大手生命保険会社については、米国等における金融政策の転換に伴う局面変化や欧米における銀行セクターの混乱等の金融経済情勢の変化の中で、経済・市場環境の見通しやリスク認識、これに基づく有価証券運用方針、リスク管理態勢等に関して対話を行った。

また、一部の地域銀行については、各行を取り巻く経営環境に係る分析を踏まえつつ、有価証券のポートフォリオの構築や管理態勢について対話を行い、その結果を踏まえ、更なる高度化に向けた態勢整備等を促した。

3. 信用リスク上の課題

国内貸出に関する信用コストの水準は、事業者のデフォルトが低水準に留まる中で、総じて、低位に抑制されている。こうした中で、国内の不動産業向け融資

については全体として与信残高の増加が見られる。また、事業者の再編に係る資金ニーズ等が高まっており、大手行は国内でLBO(レバレッジドバイアウト)ローンに積極的に取り組んでいる。そこで、大手銀行グループ及び一部の地域銀行を対象に、国内不動産ノンリコースローン及び国内LBOローンに係る与信方針やリスク管理の状況等に関して対話を行った。

4. 金融機関における顧客本位の業務運営について

当庁は、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」という。)を提示し、良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を期待しており、金融事業者に対して、「顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指す」ことを求めている。

2022 事務年度のモニタリングにおいてはリスク性金融商品の各業態の販売動 向や個社別の規模対比での販売額等を踏まえて、金融事業者において顧客の最善 の利益を追求する販売・管理態勢が構築できているか等について検証を実施した。

その結果、金融事業者において、顧客の最善の利益の追求に向けた具体的な行動の検討やリスク性金融商品全般における販売の位置付けを見直す等の動きが確認された一方、プロダクトガバナンス¹管理態勢、仕組債や外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢及び従業員に対する適切な動機付けなどに課題が認められた。

これらの課題については、分析を行った上で、2023年6月に「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。(別紙1参照)

5. コンプライアンス (コンダクト)・リスクへの対応

コンプライアンス(コンダクト)・リスク管理については、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下、「基本方針」という。) に基づき、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」といった形で公表などを行ってきているほか、当局に寄せられる苦情等の傾向について分析を行った。

また、2022 年6月に銀証ファイアーウォール規制が緩和されたことを踏まえ、主要行等における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報管理態勢の整備状況について、「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」(2022年6月設置)に寄せられる情報等を活用して検証を行った。

¹ 金融機関が組成・販売する商品について、①組成・販売に当たって、期待リターンが投資家の負担するコストやリスクに見合ったものとなっているか等を検証し、②組成・販売後もコストやリスクに見合うリターンを提供できているか等を定期的に検証するなど、個別商品ごとに品質管理を行うこと。

6. 金利指標改革への対応(LIBOR²の恒久的な公表停止に向けた対応)

ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)は、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBORについて、米ドルの一部テナー(期間)を除き、2021年12月末をもって公表が停止された。また、米ドルについては、2021年12月末に公表が停止されたテナー以外のテナーも、2023年6月末をもって公表が停止された。

LIBORは、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されていることから、日本銀行と連携して、公表停止時期を意識した代替金利指標への適切な移行を促した。

具体的には、ドルLIBORの一部テナーが2023年6月末に公表停止されることを踏まえ、既存契約の事前移行又はフォールバック条項³の導入状況について、日本銀行と合同で実施した第4回LIBOR利用状況調査(調査基準日:2022年12月末時点)にて確認した。また、市場データを用いて算出するシンセティック円LIBOR⁴の公表が2022年12月末までであったことを踏まえ、シンセティック円LIBORから代替金利指標への移行対応状況について、同調査にてあわせて確認した。

金融庁及び日本銀行は、2023年3月に同調査の結果概要を公表し、ドルLIB ORについては、6割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることを確認したほか、シンセティック円LIBORについては、実質的な移行対応は完了していることを確認した。監督当局としては、同調査の結果や個別金融機関のモニタリングを通じて、時間軸を意識した移行対応を金融機関に促した。

また、東京ターム物リスク・フリー・レート(TORF、トーフ)については、 その頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる取組 みをフォローアップした。

東京銀行間取引金利(TIBOR)については、その頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組みをフォローアップした。特に、TIBORの頑健性等向上の観点から、運営機関が2023年3月15日に公表した「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組みを後押しするとともに、金融商品取引法に基づいて、2023年3月に、同市中協議の結果等を

² London Interbank Offered Rate のことで、パネル行が呈示するレートに基づき算出するロンドン銀行間取引金利を指す。

³LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利指標について、契約当事者間であらかじめ合意した内容

⁴ 市場データを用いて算出する擬似的な円LIBOR

踏まえた運営機関の業務規程の変更を認可した。また、全銀協TIBOR運営機関において2024年12月末目途での廃止が検討されているユーロ円TIBORについて、運営機関における検討をフォローアップした。

特定金融指標(注)の欧州域内利用に関しては、欧州ベンチマーク規制の第三 国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、欧州委員会と、将来の安定的 な利用を確保するための方策について協議を継続した。

(注) 信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼす おそれのある金融指標

リスク性金融商品の販売会社による 顧客本位の業務運営のモニタリング結果 (概要版)



2023(令和5)年6月30日金融庁

1. はじめに ~ 本資料の目的等 ~

(1) モニタリングの背景・目的

- ▶ 金融庁は、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下<u>「本原則」</u>) <u>を提示</u>し、<u>販売会社が顧客本位の良質な金融商</u> 品・サービスの提供を競い合うことを期待
- ▶ 販売会社による顧客本位の業務運営を確保するため、実践状況の把握・改善に向けて対話・モニタリング
- ▶ <u>昨事務年度までに、良質な金融商品の提供に懸念</u>が見られた(例えば仕組債)ほか、<u>「見える化」に改善の余地</u>を確認
- ▶ これを踏まえて、今事務年度は、以下の観点も意識して、対話・モニタリングし、取組改善を促してきた
 - 「取組方針」等を踏まえた販売会社の第1線における顧客本位の業務運営の実践状況
 - 個別金融商品等の販売実績や苦情を踏まえ、顧客の最善の利益の追求に資する良質な金融商品の提供状況
 - 「取組方針」等の策定を含むリテールビジネス戦略への経営陣の関与
 - 三線管理の枠組みの構築とPDCAサイクルの実効性

(2) モニタリング対象先

- ▶ リスク性金融商品の各業態の販売動向や個社別の規模対比での販売額等を踏まえて、対話・モニタリング先を抽出 (主要行等6行、地域銀行グループ26先、証券会社6社:以下「重点先」)
- ▶ 幅広い実態把握や「取組方針」等の質の向上に向けて、定量・定性アンケート調査や対話等も実施

(全モニタリング先:主要行等9行、地域銀行100行、証券会社39社等)

(3) 本資料の目的

- ▶ 重点先のモニタリング結果等を踏まえ、<u>販売会社に共通となり得る課題を提示</u>
- ▶ <u>販売会社の業務改善を促す</u>とともに、顧客の最善の利益を追求する<u>ベストプラクティスを目指した取組みを促進</u>
- ▶ 金融庁は、こうした取組みを通じて、販売会社が国民の「貯蓄から投資へ」の動きを後押しすることを期待

1. はじめに ~ 本資料の構成(目次)~

- 1. はじめに
 - ~ 本資料の目的等 ~
 - ~ 本資料の構成(目次)~
- 2. リスク性金融商品における販売の現状
 - (1) 業態別の保有顧客数等の状況
 - (2) リスク性金融商品の投資環境と販売状況
 - (3)対面取引における工夫と顧客獲得状況
 - (4) 仕組債や外貨建て一時払い保険の販売・管理態勢の課題【原則2関連】
- 3. 「顧客の最善の利益の追求」に向けた課題
 - (1) プロダクト・ガバナンスの課題【原則2関連】
 - (2) 銀証連携の課題
 - (3) リスク性金融商品販売・管理態勢の課題【原則4・5・6】
 - (4)従業員に対する適切な動機付けの課題【原則7】
- 4. 顧客本位の業務運営の確保に向けた「取組方針」策定の課題
 - (1) リテールビジネス戦略と「取組方針」との関係
 - (2) 「取組方針」等から窺える「原則」の精神と趣旨の咀嚼度合い【原則1】
- 5. 第2線及び第3線による検証態勢の課題
 - (1) 第2線・第3線による検証態勢の概要
 - (2) 第2線の事例
 - (3) 第3線の事例
- 6. モニタリング結果を踏まえた販売会社の課題
- 7. 来事務年度の対話・モニタリングの主なポイント

(1)業態別の保有顧客数等の状況

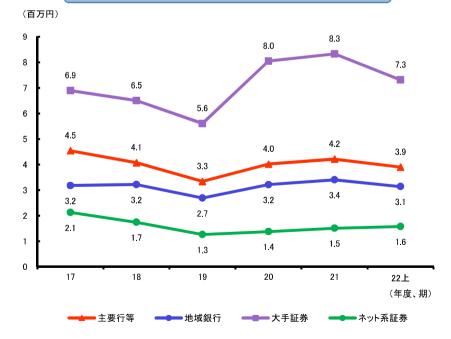
- ▶ 投資信託の保有顧客数は、ネット系証券会社が他業態対比で著増
- 投資信託の保有顧客一人当たりの残高は、ネット系証券会社のみで増加
- □ ネット取引における適切な情報提供等を含めて「**顧客の最善の利益の追求」に向けた取組みの明確化が必要**

ネット取引を含めて、顧客の最善の利益の追求に向けた対話を強化

投資信託の保有顧客数の推移

(百万人) 6.0 5.0 4.0 3.3 3.1 3.1 3.0 3.0 2.5 2.2 2.0 2.2 2.2 - 2.0 20 19 1.0 0.0 17 18 20 21 22上 (年度、期) ペーニー ネット系証券 地域銀行 ★手証券

投資信託の保有顧客一人当たり残高の推移



(全体注1)集計対象先は、以下、特に別途の記載がない限り、「主要行等」は回答が得られた9行、「地域銀行」は30行、「証券会社」は12社(うち「大手証券」は7社、「ネット系証券」は5社)

(全体注2)集計項目は、以下、特に別途の記載がない限り、「主要行等」の計数には紹介販売分を含まない。一方、「地域銀行」については、紹介販売分を含む

(全体注3) 資料は、以下、特に別途の記載がない限り、出所は、金融庁による定量アンケート調査

(2) リスク性金融商品の投資環境と販売状況

投資信託販売額の業態別シェアは、大手証券が低下する中、ネット系証券会社の上昇が継続

(兆円)

- 投資信託の販売動向を見ると、2018年度上期から19年度上期(日経平均株価は22千円前後で推移)は流出超の傾向にあっ たが、21年度上期から22年度上期(29千円から26千円に下落)は全業態で流入超継続。過去の株式市況の悪化局面と相違
- ⇒ 持続可能なビジネスモデルの明確化や転換の前提として、顧客の投資に関する意識や行動の変化の分析が必要

リテールビジネス戦略等を踏まえて、顧客本位に基づく持続的なビジネスモデルの構築に向けた対話を継続

50% 40% 30% 10%

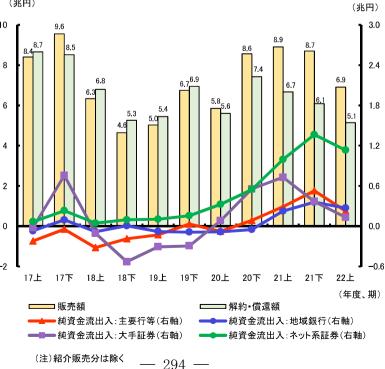
(注)「地方銀行等」は、地方銀行と埼玉りそな銀行を合算したもの、他の業態は

全体注と一緒

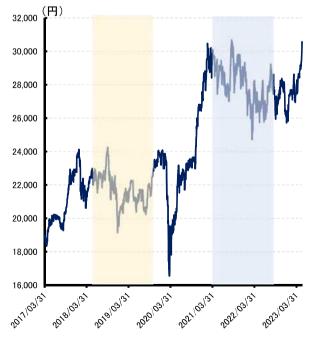
(出所) 一般社団法人 金融財政事情研究会

投資信託販売額シェアの推移

投資信託販売額と解約・償還の動向



(参考) 日経平均株価の推移



(出所)Bloomberg L.P.から提供を受けたデータを基に金融庁で作成

(3)対面取引における工夫と顧客獲得状況

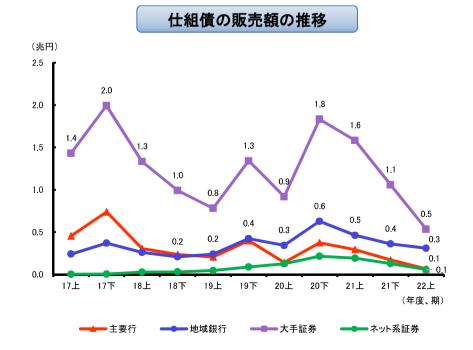
- ▶ 対面金融機関の中でも顧客へのアプローチ戦略で以下の工夫を行い顧客基盤の拡大につなげた先が存在
- ✓ 対面金融機関で、資産・年収額・年齢等でターゲット顧客層を明確化し、顧客接点や相談機会を拡充
 - 夫婦で相談に訪れやすいよう、休日相談ができる店舗の拡充やショッピングセンターの併設店舗の活用
 - ・ 法人営業でのリレーションを梃子にした職域での従業員向けの法個一体営業
 - 販売する金融商品の難度と担当者のスキルを合致させるための営業拠点の集約や配置転換の実施
- □ こうした取組みは、規模・地域特性等も踏まえて、営業戦略や販売態勢面で**創意工夫**が必要

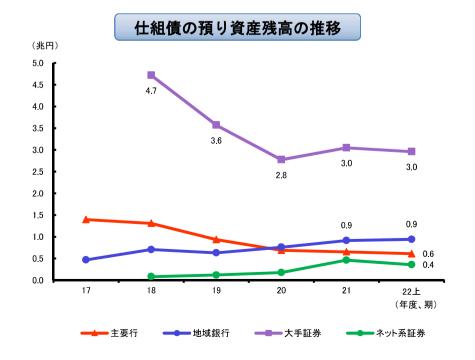
(4) 仕組債や外貨建て一時払い保険の販売・管理態勢の課題【原則2関連】

■ 仕組債

- ▶ 仕組債の<u>販売額</u>は、2021年度上期から22年度上期の株式市況の低迷(日経平均株価は29千円から26千円に下落)に加えて、販売停止・縮小等の動きにより、足元、全業態で大幅に減少
- ▶ 指数連動債も含めて、リスクに見合うリターンが得られないものが多く、資産形成層向けの商品性としては課題
- ▶ 多くの重点先では、収益確保に焦点を置き、想定顧客層や商品性を十分検討しないまま、販売対象先を拡大
- □ 仕組債を販売する場合は、<u>商品性の見直し</u>、<u>他のリスク性金融商品との比較提案</u>、<u>全ての費用等の開示</u>等を行う必要

仕組債関連ガイドラインを最低限とし、経営陣が責任を持って判断しているか、モニタリングを継続



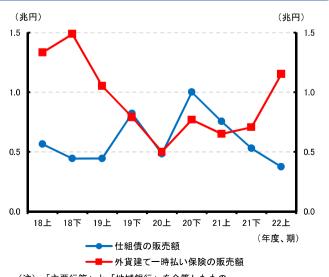


(4) 仕組債や外貨建て一時払い保険の販売・管理態勢の課題【原則2関連】

- 外貨建て一時払い保険
 - ▶ 外貨建て一時払い保険の<u>販売額</u>は、2022年度上期は主要行等及び地域銀行で<u>急増</u>。なお、<u>金融機関毎で増分や割</u> <u>合に大きな違い</u>
 - ▶ 多くの重点先では、以下の課題が認められた
 - **運用目的**で販売したが、他のリスク性金融商品とのリターン・コスト等の商品性に関する比較説明していない
 - 相続目的で販売したが、非課税枠を大きく超える保険金の額を契約時に設定
 - 保障目的で目標(ターゲット)到達型保険を販売したが、目標到達後に保険を解約させて保険期間を途絶えさせている
 - ▶ 多くの重点先では、販売増加の背景の一つが、販売推進する業績評価体系であることが窺われた
 - □ 販売・解約額が大幅増加の一方、残高は横ばい。顧客ニーズに即した販売動向か懸念する先が相応に存在

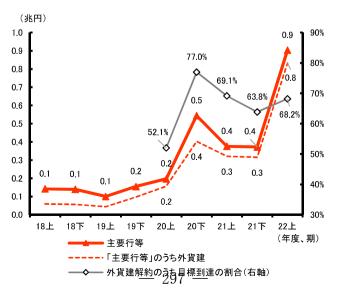
販売姿勢や販売・管理態勢について幅広く対話・モニタリングを強化

仕組債・外貨建て一時払い保険の販売額の推移



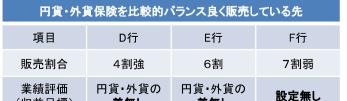
(注) 「主要行等」と「地域銀行」を合算したもの

一時払い保険の解約の推移



外貨建て一時払い保険の販売割合と業績評価

外貨建て一時払い保険の販売割合が高い先			
項目	A行	B行	C行
販売割合	10割弱	10割弱	9割強
業績評価 (収益目標)	外貨は円貨の 2.5~4倍	販売手数料	外貨は円貨の 3倍



(注)販売割合は、2022年度上期の保険販売に占める外貨建て一時払い保険の割合

差無し

(収益目標)

(1) プロダクト・ガバナンスの課題【原則2関連】

- ▶ 多くの重点先では、リスク性金融商品の導入に当たり、<u>リスク・リターン・</u> コスト等の分析や想定顧客の特定ができていなかった金融商品が存在
- ▶ 地銀向けアンケート調査結果等では、
 - ✓ 経営陣が商品導入の「適否判断している」との回答が8割強
 - ✓ <u>「判断している」と回答した先</u>も、<u>その多くは</u>経営陣が営業部門における 商品導入の検証結果を十分な議論なく追認
 - ✓ プロダクトガバナンス態勢(商品の導入、検証、廃止)に課題

Q. 頭取を含む経営陣は、想定顧客や商品性等を踏まえて、金融商品の導入の適否を判断しているか (n=100)

判断していない
15

判断している
85

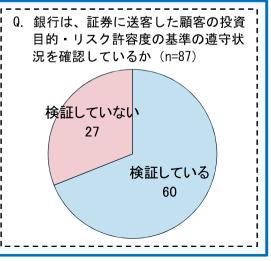
□ リスク特性が異なる金融商品を導入する場合は、<u>リスク・リターン・コスト等の検証結果</u>を踏まえて、<u>顧客基盤や</u> 「取組方針」に照らして導入すべき商品か、導入する場合の想定顧客等の判断に経営陣が関与する必要

プロダクト・ガバナンス態勢が構築・機能しているか、モニタリングを継続

(2) 銀証連携の課題

- ▶ 重点モニタリングや地銀向けアンケート調査結果からは、銀証間での情報共有態勢の構築や、銀行による送客後の販売状況の検証に課題
- □ 銀証間で<u>適切な紹介基準</u>を設け、<u>送客後も</u>顧客の意向に沿った提案・販売ができているか、銀行が検証する必要

顧客の最善の利益の追求に資する販売プロセスの構築に向けて 適切な銀証連携態勢が構築できているか、対話を継続



(3) リスク性金融商品販売・管理態勢の課題【原則4・5・6】

▶ 営業現場での販売プロセスの現状について、重点先等では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

原則	不芳事例	工夫事例
原則 4 手数料等の明確化	・ 仕組債等のリスク性金融商品の販売に当たり、投 資判断に必要となる <u>コスト開示が不十分</u>	・ インターネットと対面で投資信託等の販売手数料 が異なることを「取組方針」で示し、 <u>顧客が適切</u> な取引手法を選択するための有益な情報を提示
原則5 重要な情報の 分かりやすい提供	・ 仕組債や外貨建て一時払い保険の販売に当たり、 高クーポンといった表面的なニーズのみに対応し、 元本毀損リスク等を十分に説明していない	 「取組方針」にリスク性金融商品の分かり易い横 断比較をする旨を示し、リスク・リターン・コスト等の重要事項を商品毎で横断比較可能な資料で 分かり易く説明、顧客意向を適切に把握して提案
原則 6 顧客にふさわしい サービスの提供	 自社の取り扱い商品数が多いため、営業現場で商品性の理解が十分に進まないため、最適な商品説明・提案ができていない ライフプランシミュレーション等のツールを導入するも、十分に活用していない 	 投資知識が不足している投資未経験者に、提案商品を仕組みが分かりやすい商品に限定 全てのリスク性金融商品の販売の位置付け等をゼロベースで検討し、想定顧客層を踏まえて非推奨商品を洗出し
原則6(注1) フォローアップ	フォローアップ目的で、<u>専ら提案営業の機会に活</u> <u>用</u>	「取組方針」に顧客の希望に応じてフォローアップする旨を示し、<u>顧客にフォローアップして欲しい時期を確認</u>

□ 顧客の最善の利益の追求に向けて、分かりやすい情報提供や真の顧客ニーズを踏まえたサービス提供が必要。その際、 経営陣・本部は、営業現場の実態を把握する必要

販売プロセスの改善に向けたモニタリングやベストプラクティスの実践に向けた対話を継続

(4)従業員に対する適切な動機付けの課題【原則7】

- 業績評価(個人・営業拠点)
 - ▶ 重点先では、<u>以下のような不芳・工夫事例</u>が見られた

不芳事例	工夫事例
• <u>個人の収益目標を廃止するも、拠点業績の</u> 評価項目の一部である <u>定量目標を</u> 、営業拠点長等の判断で <u>個人に割り</u> 振っている。その結果、銀行で個人向け国債を購入したいとする顧客をグループ証券会社に紹介し仕組債を販売	 定量評価を引き下げ、顧客評価や提案プロセス等の定性 情報を重視 顧客評価を盛り込むなど、営業店や営業職員の収益目標 を全て撤廃
・ <u>販売手数料の高い外貨建て一時払い保険の個人評価の</u> ウェイトが高いため、営業現場が当該保険への販売に傾注	• <u>若年層・中年層</u> への資産形成を推進するため、 <u>同層への積</u> <u>立投資信託の獲得の配点を高く設定</u>

- ⇒ 業績評価が営業現場の行動に与える影響は様々であり、継続した検証・見直しが必要
- 従業員研修その他の適切な動機付け
 - ▶ 重点先では、以下のような工夫事例が見られた

(ローテーション・キャリアパス)

- 人材の専門性を向上させるため、<u>ローテーションルールを長期化・柔軟化</u>し、実務経験を積めるようにした
- ・ <u>ロールモデル</u>(理想とする人材像)や管理職に至る<u>キャリアパス</u>を示すことで、当該業務への<u>異動希望者が増加</u> (販売態勢の向上)
- 営業店の取扱商品を積立投資信託に限定し、他の金融商品をコンサルティングプラザに集約
- □ 顧客の最善の利益の追求に向けた<u>研修・人事制度の整備</u>、営業職員の経験等を考慮した<u>金融商品販売業務の範囲</u> 限定が必要

顧客本位の業務運営の確保を後押しする従業員の適切な動機付け等ができているか、対話・モニタリングを継続

4. 顧客本位の業務運営の確保に向けた「取組方針」策定の課題

(1) リテールビジネス戦略と「取組方針」との関係

- ▶ モニタリング先の多くでは、依然として、
 - ✓ 中期経営計画等と「取組方針」等とが整合的でない、
 - ✓「取組方針」等の策定に当たり、取締役会で議論していない
- ➤ <u>経営陣の関与</u>の下、<u>「取組方針」を策定</u>、営業現場で実践し、 その<u>結果「取組状況」を検証</u>し、必要に応じて<u>「取組方針」を見直す</u> PDCAサイクルの構築が必要

「取組方針」策定のPDCAサイクルの構築状況について モニタリングを継続



(2) 「取組方針」から窺える「本原則」の精神と趣旨の咀嚼度合い【原則1】

- ▶ 全業態において、創意工夫や差異化された取組みを顧客に示すことができておらず、「見える化」の趣旨を踏まえていない原則の文言とほぼ同一の「取組方針」が多い
- ▶「取組方針」と取組実態を比較すると、<u>多くの先で「取組方針」に則して対応していない</u>以下の不芳事例が認められた
 - 原則 4 「手数料の開示」について、「名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用を情報提供すべき」を基に、「取組 方針」でコストを開示する旨を示しているが、<u>仕組債等のコスト開示に向けた検討・対応が不十分</u>
- 原則5 (注2)等の「パッケージ商品」の取扱いについて、「パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較できるよう説明すべき」とされているが、<u>仕組債や外貨建て一時払い保険等の販売に当たり、比較説明していない</u>
- □ 経営陣 · 本部は、「取組方針」への意識 · 責任感を高め、営業現場が同方針を適切に実践するよう取り組む必要

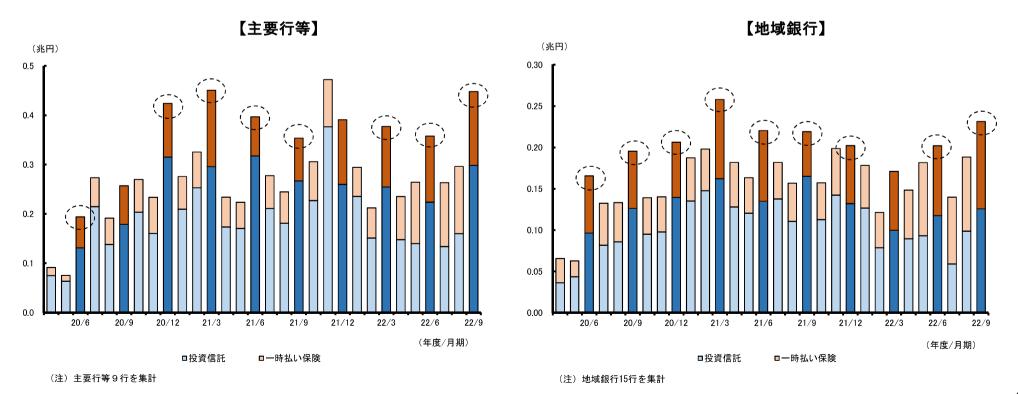
「取組方針」の質の向上や適切な実践に向けたモニタリングを強化

(1) 第2線・第3線による検証態勢の概要

- ▶ 重点先では、<u>四半期の最終月の販売偏重や苦情等</u>に対する検証・監査は、<u>準拠性中心に留まっている</u>
- ▶ 会議体の議事録からは、金融商品の導入の議論で、第2線・第3線の意見が少ない先が存在
- □ 法令遵守に留まらない<u>コンダクトリスク管理の観点からの取組みの検証・監査の実効性の向上</u>が必要

コンダクトリスク管理の観点も含めて実効性のある検証・監査を実施しているか、モニタリングを継続

リスク性金融商品の月次販売額の推移



(2)第2線の事例

▶ 重点先では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

不芳事例	工夫事例
• 第1線が行った取扱商品や想定顧客等の事前検証 <u>評価を</u> 追認しているなど、第2線の役割を果たしていない	• 販売実績を定期的に把握し、金融商品・営業店・顧客属 性別に、リテールビジネス戦略や「取組方針」と異なる過度な偏重等の問題事象がないかを分析・評価
	 リスク性金融商品の導入から販売等に至るまでの全ての プロセスのリスクを洗い出し、そのリスクの低減策の策定 や責任部署を明確化した上で、残存リスクが顕在化しない 業務フローとなっているかを検証
	・ 金融商品の導入に当たり、同種商品への過去の <u>苦情や従業員アンケート結果等の営業実態の分析等も加味して検証・牽制</u>

(3)第3線の事例

▶ 重点先では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

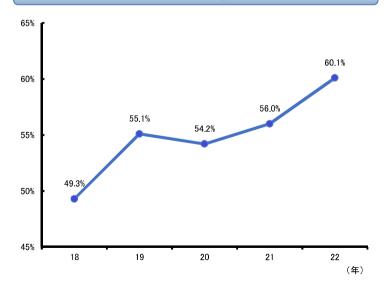
ア 主流元では、 <u>メージのブなーカーエスチ内</u> の元づれる	
不芳事例	工夫事例
 ・ 営業現場の実態と経営戦略の整合性等の経営監査やカチャー監査を実施していない ・ 苦情の背景検証が不十分など第2線が機能発揮できてないことを第3線が十分に監査(指摘)できていない 	て、直接的な原因に留まらず、 <u>販売プロセスの瑕疵、拠点</u> 長の統制、計画・日標設定、業績評価等の様々な美眼点で

6. モニタリング結果を踏まえた販売会社の課題

- ▶ 顧客による販売会社の選択が進む反面、リテールビジネスに対する経営陣の関与が弱い先が多い
- ▶ 「取組方針」等について、差異を示す工夫が不十分な先や営業現場での取組実態の間に乖離がある先が多い
- ▶ 仕組債や外貨建て一時払い保険で典型的に見られたとおり、リスク性金融商品販売・管理態勢に課題がある先が多い
- ➤ 三線管理について、販売偏重や苦情等に対する検証・監査が準拠性に留まっている先が多い。
- □ 顧客本位に基づく持続的なビジネスモデル構築の観点から、<u>リテールビジネス戦略の明確化や人財等の体制構築</u>が必要
- □ 国民の資産形成に資するビジネスモデルの構築が難しい場合は、他の分野への経営資源の集約も選択肢の一つ

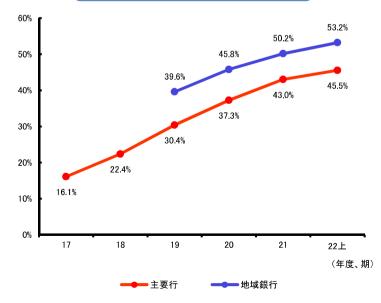
「資産所得倍増プラン」を後押しするリテールビジネス戦略の策定状況について対話を継続

資産形成に「必要を感じる」と答えた人の割合



(注) 回答者は各年とも5,075人。単一回答で「非常に必要性を感じる」「やや必要性を感じる」の合計 (出所) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査」

積立投資信託の顧客割合



(注) 自行販売分のみ(仲介・紹介は除く)。「主要行」は、有効回答が得られた6行

▶ 顧客本位に基づく持続的なビジネスモデルの構築

- 「資産所得倍増プラン」を後押しするリテールビジネス戦略の策定
- 適切な銀証連携態勢を含む、顧客の最善の利益の追求に資する販売プロセスの構築
- プロダクト・ガバナンス態勢の構築・機能(<u>ネット取引含む</u>)
- ▶ 顧客本位の業務運営の確保に向けた「取組方針」の策定
 - 「取組方針」の質の向上(リテールビジネス戦略の具体化や顧客視点の分かりやすい内容等)
 - ・顧客本位の業務運営の質を向上していく「取組方針」策定のPDCAサイクルの構築
 - ・ ベストプラクティスを目指した「取組方針」の実践と検証
 - 顧客本位の業務運営の確保を後押しする営業現場への<u>適切な動機付けや環境づくり</u>
- ▶ リスク性金融商品の販売・管理態勢の強化
 - <u>仕組債や外貨建て一時払い保険等のリスク性金融商品の販売・管理態勢</u>(特定商品への販売偏重や苦情分析含む)
 - 仕組債関連ガイドラインを最低限とした顧客の最善の利益を踏まえた商品性の見直しや販売可否判断
- > 三線管理の枠組みの構築及び実効性ある機能発揮
 - 第1線の自律的統制、第2線・第3線の検証・監査を通じた<u>自主的な取組改善</u>
 - 第2線・第3線によるコンダクトリスク管理の観点からの実効性ある検証・監査
 - 第3線による経営監査やカルチャー監査

第6節 データ活用の高度化

I データを活用した多面的な実態把握

個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靭性・脆弱性を的確に把握する観点から、外部から購入した企業個社データや、金融機関の法人向け貸出の明細データ等を用いて、多面的な実態把握に取り組んだ。その中で、コロナ後の企業財務の動向、銀行融資の信用リスク、地方銀行の気候関連リスク(移行リスク・地理的リスク)に関する分析について、「FSA Analytical Notes」として公表した(2023 年 6 月)。

このうち、銀行融資の信用リスクに関する分析では、貸出ポートフォリオの信用リスクを評価するモデルを構築・推計し、経済・金融環境の変化が企業セクター全体のデフォルト確率へ与える影響の試算も行った。

また、気候関連リスクの分析では、顧客企業の業種、製品または地理的条件に着目して、地方銀行の気候関連リスクの特徴や地域毎の相違等を明らかにした。

Ⅱ データインフラ整備

- ① 日本銀行と連携して進めてきた計表の統合・廃止や提出先一元化については、 業界の要望も踏まえ、統計集計上の理由やシステム上の理由により対応困難 等のものを除きすべて対応し、金融機関の負担軽減を実現した。
- ② 加えて、共同データプラットフォームの構築に向け、日本銀行と連携し、金融機関が保有する法人企業向け貸出に係る高粒度データを試行的に収集する実証実験を実施し、その結果と今後の進め方を公表した(2023年6月)。 実証実験においては、既存計表の代替可能性や同データの収集・管理プロセスの課題、同データのモニタリング高度化への活用可能性等を検証した。

第7節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨(別紙1参照)

早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という 客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合に監督上の措置を発 動する制度であり、1998 年 4 月に導入されている(銀行法第 26 条第 2 項等)。

なお、国際統一基準行(海外営業拠点(支店・現地法人)を有する銀行等)に対しては、2019年3月より、レバレッジ比率も基準として用いられている。

早期是正措置には、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。
- (注)保険会社については、1999年4月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動 しうる早期是正措置は、その区分(単体・連結共通)に応じて、以下のような内容 となっている(銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第1条)。

	自己資本比率	措置の内容	
	国際統一基準行	国内基準行	相単の内谷
第1 区分	普通株式等Tier1比率: 2.25%以上4.5%未満Tier1比率: 3%以上6%未満総自己資本比率: 4%以上8%未満	2%以上 4%未満	経営改善計画 (原則として資本増強に係る措置を含む) の 提出及びその実行
第2	普通株式等Tier1比率:1.13%以上2.25%未満Tier1比率:1.5%以上3%未満総自己資本比率:2%以上4%未満	1%以上 2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等

第 2 区分 の 2	普通株式等Tier1比率:0%以上1.13%未満Tier1比率:0%以上1.5%未満総自己資本比率:0%以上2%未満	0%以上 1%未満	自己資本の充実、大幅な業務 の縮小、合併又は銀行業の廃 止等の措置のいずれかを選 択した上当該選択に係る措 置を実施
第3	普通株式等Tier1比率:0%未満Tier1比率:0%未満 &自己資本比率:0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

	レバレッジ比率	措置の内容	
	国際統一基準行		
第 1 区分	1.5%以上3%未満	経営改善計画 (原則として資本増強に係る措置を含む) の提出及び その実行	
第2	0. 75%以上 1. 5%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員 賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等	
第 2 区分 の 2	0%以上0.75%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措 置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施	
第3 区分	0%未満	業務の全部又は一部の停止	

2. 発動実績

2022 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

(参考) 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	O件
信用組合	69 件
系統金融機関	3件
保険会社	1件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨(別紙2参照)

社外流出制限措置は、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである(銀行法第26条第2項等)。

なお、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対しては、2023年3月より、「レバレッジ・バッファー比率」も基準として用いられている。

【参考】資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率の算式

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動 しうる社外流出制限措置は、その区分(単体・連結共通)に応じて、以下のような 内容となっている(銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第1 条)。

資本バッファー の充実の状況に 係る区分	資本バッファー 比 <u>率</u>	措置 社外流出制限割合	置の内容
資本バッファー 第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る
資本バッファー 第2区分	1.875%未満	60%	内容を含む資本バッファ 一比率を回復するための 合理的と認められる改善 計画の提出の求め・実行の 命令
資本バッファー 第3区分	1. 25%未満	80%	
	0. 625%未満	100%	
資本バッファー			区分に該当する場合、同時
第4区分 	に資本バッファー第4区分にも該当する。		
	この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を 含む1つの命令を発出することが想定される。		

(注)上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファーおよびGーSIBs/DーSIBsバッファーは含んでいない。

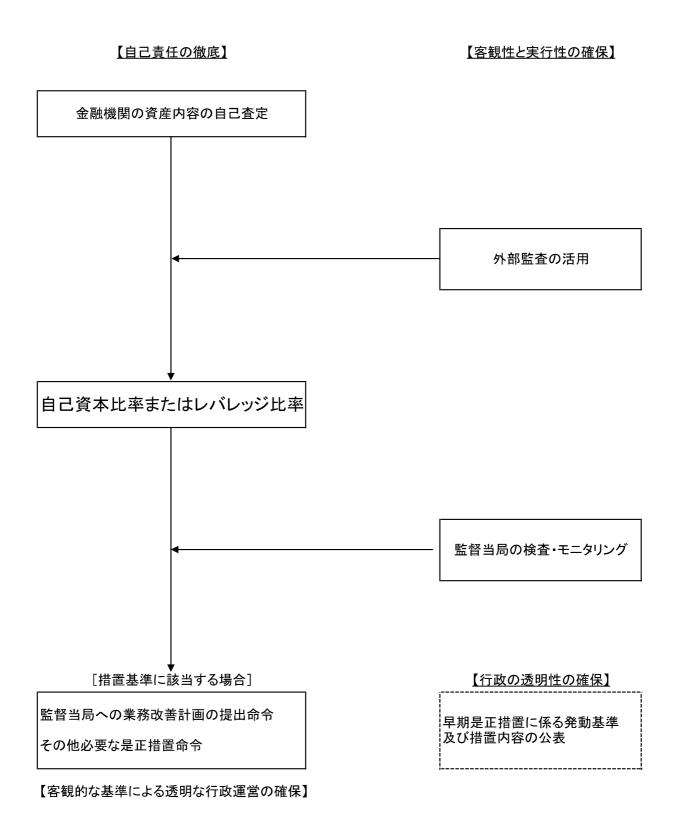
レバレッジ・バッ ファーの充実の状 況に係る区分	レバレッジ・バ ッファー比率	措 社外流出制限割 合	置の内容
レバレッジ・ バッファー 第 1 区分	最低レバレッ ジ・バッファー 比率未満	40%	
レバレッジ・ バッファー 第2区分	最低レバレッ ジ・バッファー 比率の四分の三 の比率未満	60%	社外流出額の制限に係る 内容を含むレバレッジ・バッファー比率を回復する ための合理的と認められ る改善計画の提出の求め・ 実行の命令
レバレッジ・ バッファー 第3区分	最低レバレッ ジ・バッファー 比率の二分の一 の比率未満	80%	
レバレッジ・ バッファー	最低レバレッ ジ・バッファー 比率の四分の一 の比率未満	100%	
第4区分	にレバレッジ・ この場合、①早!	バッファー第4区分に	出制限措置の両方の内容を

⁽注)「最低レバレッジ・バッファー比率」は、G-SIBsバッファーの50%の水準。

2. 発動実績

2022 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

早期是正措置の概念図



「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」

(別紙2)

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2023年6月時点のもの。 また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、 G-SIBsバッファーとD-SIBsバッファーのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファーの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファー	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファー	0% (金融庁長官が別に指定した場合は) 別に指定した比率
G-SIBsバッファー	1%~1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファー	0.5%~1.5% (金融庁長官が指定)
	公立了海 士山市

システム上の重要性 に応じて毎年対象金 融機関を選定し、水準 設定。 G-SIBs/D-SIBs

G-SIBsはFSB D-SIBsは各国当局 がそれぞれ選定する。

資本保全

バッファー

バッファー

カウンター・シクリカル・ ハ`ッファー

信用供与の過熱具合

8.0% Tier2 Tier1比率 ----- その他Tier1 その他Tier1

等に応じ、国ごとに水 準設定。 ※本邦では0%

4.5%

·普通株式等Tier1比率---

普通株式等 Tier1 最低所要自己資本比率

資本バッファ

バーゼルⅢ

(最低比率)

普通株式等

Tier1

バーゼル皿

(最低比率+資本保全バッファー+ G-SIBs/D-SIBsバッファー+カウンター・シクリカル・バッファー)

第8節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨(別紙1参照)

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大 な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳 正かつ適切な行政処分(注1)を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の 勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月 には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、 各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処 分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ 行政処分の業態別発動状況(別紙2参照)

2022 事務年度における行政処分の業態別発動件数(注2)は、以下のとおり。

1	銀行等	:	O件	【0件】(注3)
2	協同組織金融機関	:	1件	【O件】
3	政府系金融機関	:	O件	【O件】
4	金融商品取引業者等	:	22 件	【6件】
⑤	保険会社等	:	7件	【3件】
6	貸金業者	:	O件	【O件】
7	特定目的会社	:	O件	【O件】
8	前払式支払手段発行者	:	O件	【O件】
9	資金移動業者	:	2件	【1件】
10	暗号資産交換業者	:	7件	【4件】

- (注1)本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。
- (注2)本節でいう業態の内訳は、銀行等(主要行等(銀行持株会社を含む)、外国銀行支店等、その他銀行(ゆうちょ銀行を含む)、地域銀行(銀行持株会社を含む)、信託会社、銀行代理業者)、協同組織金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統)、金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者)、保険会社等(生命保険会社(かんぽ生命を含む)、損害保険会社、保険持株会社、特定保険業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く)、保険仲立人)、である。

(注3)【 】内の件数は業務停止命令等(本節では、業務停止命令、登録取消し、 許可取消し、認可取消し等をいう)の件数。

金融 庁

金融上の行政処分について

〇 行政運営の基本的な考え方

- 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な 運用

〇 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

- 1. 事前にルールや解釈を明示
 - 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」として定め、広く周知している。
 - いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

- (注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成 13 年7月の制度導入以降、令和5年3月 31 日時点までで 68 件。
- (注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
 - ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした

- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理 人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、 意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。
 - (注)更に、処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示 することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

- また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

〇 行政処分の基準

- 1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。
 - ①当該行為の重大性・悪質性
 - ◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が 受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失 によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが 組織的なものであったか。

- ◎反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。
- ②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
 - ◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者 保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

- 2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、
 - ①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、
 - ②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
 - ③業務を継続させることが適当かどうか、
 - 等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

〇 チェック体制等

- 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の 処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢 を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

〇 事後のフォローアップ

行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主 眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

行政処分の件数(2002年4月~2022事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ~6月30日)	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	2021事務年度	2022事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	53
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	64
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	19
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	. 0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	2
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	0	7	37
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	3	9	459
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	1	0	111
投资助言·代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	2	2	175
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	3	2	67
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	2	16
適格機関投資家等特例業務届出者	* 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	10	5	1,268
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	34
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2 0	0	0	1	2	2	3	5	15
生命保険募集人	0	0	0	0	0		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
A #	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1,185	83	62	41	22	26	39	2,697
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	18	6	9	14	1,115

- (注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。
- (注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
- (注3)金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。
- (注4)少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。
- (注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
- (注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
- (注7)前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
- (注8)資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。
- (注9)暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。
- (注10)第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
- (注11)第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
- (注12)投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
- (注13)投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。
- (注14)生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

第9節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行 うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融 商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度(金融分 野における裁判外紛争解決制度)」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針 (2013 年8月2日策定)」等に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うこと で、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っ ている。

2023年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2023年6月30日現在)

		(2020 0), 00 [20]
指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	銀行業務農林中央金庫業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	手続対象信託業務特定兼営業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	· 生命保険業務 · 外国生命保険業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務保険仲立人保険募集
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険 協会	• 少額短期保険業務
2010. 9.15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	• 貸金業務
2011. 2.15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商 品あっせん相談センター	· 特定第一種金融商品 取引業務

第10節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

- I 意見申出制度(別紙1、2参照)
- Ⅱ 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価(別紙3参照)

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することにしている。2022 事務年度は、「信用金庫・信用組合に対する各財務(支)局による立入検査」をテーマとして実施した。



「意見申出制度」について

目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフー体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、平成30年7月以降、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大しております。

本制度は、モニタリング職員と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として 14 日以内 (期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日) を期限とします。

(注) 郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総合政策局総括審議官宛に提出してください。 なお、主任検査官等又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができ ます。

意見相違項目の審理

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

審理結果の通知

申出項目の審理結果は、書面(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む)により通知します。

意見申出様式

(別紙1) 意見申出書 (PDF版)(WORD版)

(別紙2) モニタリング金融機関と検査官(モニタリング職員)との認識の相違点 (PDF版)(WORD版)

お問い合わせ先

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係 Tel 03-3506-6000(代表)

(別紙2)

意見申出実績(検査実施日ベース)

〇 申出機関数

(2023年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999~2019 事務年度	23	12	2	5	2	44
2020 事務年度	0	0	0	0	0	0
2021 事務年度	0	0	0	0	0	0
2022 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44



令和5年6月23日 金融庁

「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等の公表について

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのアンケート等を通じたモニタリング に関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、 別紙 (PDF:788KB) の改善の方向性を実施し、検査・ 監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

お問い合わせ先

金融庁 総合政策局リスク分析総括課

Tel 03-3506-6000(代表)(内線 2281、2573)

第11節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

Ⅱ 情報の収集状況

2022 事務年度の総収集件数は 3,334 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 2,960 件 (88.8%)、保険会社等に関する情報が 208 件 (6.2%)、証券会社や暗号資産交換業者等に関する情報が 166 件 (5.0%) であった。

第12節 オペレーショナル・レジリエンス (業務の強靭性) (別紙参照)

I オペレーショナル・レジリエンスの意義

オペレーショナル・レジリエンス(オペレジ)とは、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生しても、金融機関が重要な業務を、 最低限維持すべき耐性度において、提供し続ける能力をいう。

近年の急速な環境変化等を踏まえると、未然に事故や障害を防ぐための体制整備 及び特定のリスク事象を想定した対応計画の策定等のみでは、重要な業務を提供し 続ける能力を十分に確保することができないおそれが増大している。そのため、未 然防止策を尽くしてもなお、業務中断が生じ得ることを前提に、既存のガバナンス 体制を活用し、オペレジに係る方針を整備する意義がある。

金融機関がオペレジを確保するためには、重要な業務を特定した上で、業務中断後の金融システムや利用者への影響を耐性度内に収めるよう、平時から社内外の業務プロセスの相互連関性をマッピングし、必要な経営資源を確保し、訓練・テスト等を通じて適切性を検証し、定期的に見直し続けることが、経営陣に求められる。

国際的には、バーゼル銀行監督委員会において、2021 年3月に、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」を最終化している。

Ⅱ 我が国における取組み

こうした国際的な動向を踏まえ、我が国においても、2022 年 12 月に「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」をディスカッション・ペーパーの形で公表し、パブリックコメントを実施。そして、2023 年 4 月、寄せられた意見を踏まえディスカッション・ペーパーを最終化した。

さらには、ディスカッション・ペーパーの趣旨を踏まえ、2023 年 4 月に、主要行等向け監督指針改正案のパブリックコメントを実施し、6 月に公表・適用した。

オペレーショナル・レジリエンス(オペレジ)の概要

- オペレジ(業務の強靭性・復旧力)とは、システム障害、サイバー攻撃、自然災害等が発生しても、重要な業務を、最低限維持すべき水準において、提供し続ける能力をいう。
- 既存のリスク管理(未然防止策)や、BCP(地震などの特定のリスク事象を想定した対応計画)は重要だが、想定外の事象が生じた場合に、金融システム安定上の重要な業務を提供できなくなるおそれ。 未然防止策を尽くしてもなお、業務中断が生じることを前提に、利用者目線で早期復旧・影響範囲の軽減を確保する枠組みとして国際的に議論されている。
 - 2021年3月に、バーゼル銀行監督委員会が国際原則を策定。
- 本邦においても、各金融機関によるより良い実務の構築に向けて、論点・課題を整理した ディスカッション・ペーパーに基づく意見交換を、金融機関や有識者と行う方針。
 - ▼オペレジの基本動作

1 「重要な業務」

金融システムの安定・利用 者の日常生活上の重要な 金融サービスを特定 2 「耐性度」 の設定

業務中断が必ず起こることを 前提に、最低限維持すべき 水準(耐性度)を設定 相互連関性のマッピング必要な経営資源の確保

社外のサードパーティ等も含めて相互連関性をマッピングし、必要なヒト・モノ・カネを特定して採用・配置・配分

4 適切性の検証 追加対応

経営陣のコミットメントの下、 シナリオ分析やBCP訓練を 通じて、適切性を検証し、 必要に応じて追加対応

外部環境の変化に適応して見直し

定期的に見直し・追加投資